

募 集 要 領

沖縄離島農業持続化支援事業（仮）

（総合ブランディング実証等事業（仮））

沖縄県黒砂糖協同組合

本公募は、国庫支出金に係る予算使用を前提とした事前準備手続きであり、交付決定後に効力を生じる事業である。したがって、交付申請等の手続の関係上、公募を延期する場合があります。

募 集 要 領

沖縄県黒砂糖協同組合（以下、「組合」という。）では、国の予算を活用して実施する「沖縄離島農業持続化支援事業（仮）」（以下、「本事業」という。）の一環として、沖縄県産黒糖（以下、「県産黒糖」という。）の魅力発信や販路拡大に取り組む「総合ブランディング実証等事業（仮）」を実施する業務委託先を広く募集します。

応募方法その他留意して頂きたい事項は、この募集要領に記載するとおりですので、応募者は熟読いただくようお願いします。

1. 件名

令和3年度「沖縄離島農業持続化支援事業（仮）総合ブランディング実証等事業（仮）」

2. 目的

沖縄の離島地域においては、サトウキビ生産及び黒糖の製造などの農林水産業は、雇用労働の創出も含め経済効果が高く、大きな産業が成立しにくい離島地域に欠くことのできない重要な産業である。一方、消費地から遠い市場遠隔性を抱える地域にあり、経営規模が小さく、後継者不足、担い手の高齢化、従事者の減少に加え新型コロナウイルス感染症の拡大による県産農産物等の需要減などが課題となっており、その解決が急務となっている。

これらの課題解決に向け、離島農産物の魅力発信や一層の販路拡大に取り組み、地域農業の維持・発展、定住人口減少の抑制を図り、また、他産業との連携、利活用企業の掘り起こし手法を構築することにより、他の農産物や離島地域へ横展開し、沖縄離島地域の農業の持続的発展の実現のための支援が必要である。

そのため、離島農産物の一層の普及、販路拡大に向け、離島の特産品である県産黒糖について、新規販路開拓のため食品製造業者等と連携した総合ブランディングを行うことで、離島特産物の魅力発信や販路拡大に繋げていくことを目的として本事業を実施する。

3. 事業内容

（1）県産黒糖活用新規開拓の展開

県産黒糖の新たな活用や新規開拓の展開を図るため、食品・観光等の他産業と連

携し、以下の取組を行う。

- ① 消費者や実需者のニーズを的確に捉えるための取組（新商品開発含む）
- ② 県産黒糖の新たな活用方法の確立
- ③ 新たに県産黒糖を取り扱う販売業者及び食品製造等業者の掘り起こし（新規開拓）

上記の取組にあたっては、黒糖製造事業者、食品製造業者等幅広い関係者による検討を行い、以下の（２）の取組内容の検討や進捗管理、分析及び取りまとめを行う。なお、消費者等のニーズを的確に把握するため、アンケート等の実施を行うこととする。

（２）総合ブランディング

① 県産黒糖のブランドの構築及び情報発信

県産黒糖の魅力を発信するため、県産黒糖のロゴマーク等の作製、ソーシャルメディアやインフルエンサーの活用など、県産黒糖の情報発信・PR活動等について、検討及び実証を行う。

② 県産黒糖の展示会等イベントの実証

県産黒糖の認知度向上、消費拡大を図るため、消費地における県産黒糖の有利性等の周知活動や地域食材の展示・商談会への出展等について検討及び実証を行う。

また、県産黒糖を使用した料理の提案等の実証を行う。

なお、イベントの実施においては、参加者等からアンケート等を実施するものとする。

③ 異業種業界とのパートナーづくり

異業種業界と連携した県産黒糖に関するプロモーションづくりやパートナーづくりの実証・構築を行い、県産黒糖の消費喚起、需要拡大に向け裾野を広げることとする。

なお、異業種業界との連携においては、県産黒糖の魅力等について、アンケート等で把握することとする。

④ 上記①～③の実証等以外にも有効と思われる取組に向けた検討を行う。

（３）上記（１）及び（２）について取りまとめ、調査報告書（公表予定）を作成する。

４．企画提案者の要件

以下の要件（１）から（４）を全て満たす団体、企業等とする。

- （１）本事業を的確に遂行する組織、人員等を有していること。
- （２）本事業を円滑に遂行するために必要な経営基盤を有し、かつ資金等について

十分な管理能力を有していること。

(3) 予算決算及び会計令第 70 条及び第 71 条の規程に該当しない者であること。

(4) 契約担当官等から指名停止の措置を受けている期間中の者でないこと。

5. 契約期間

契約締結日～令和 4 年 3 月 31 日（木）

6. 契約の要件

(1) 契約形態：業務委託契約

(2) 予算規模：全体で 150,590 千円を上限とする。

7. 企画提案書作成上の留意点

(1) 書類提出にあたっては使用する言語及び通貨は日本語及び日本国通貨とする。

(2) 事業の実施にあたっては、組合と随時実施内容を協議しながら進めていくものとし、提案内容すべての実施を保証するものではない。

(3) 提出書類の作成・提出、ヒヤリングへの出席に要する費用は応募者の負担とし、提出書類等は返却致しない。

(4) 提出された企画提案書、審査内容及び審査経過については公表しない。

(5) 1 団体あたり、提案書は 1 件とする。

(6) 作成の全部または一部を第三者に委託することを禁じる。ただし、単純分析等を役務として業者へ発注すること等については該当しない。

(7) 複数機関による共同提案は認めない。本事業による予算措置を伴わない協力機関については企画提案書に明記すること。

(8) その他詳細は、企画提案仕様書のとおりとする。

8. 応募手続

(1) 募集期間

開始日：令和 3 年 12 月 16 日(木)

締切日：令和 3 年 12 月 27 日(月) 正午必着

(締切日を過ぎての提出は受付けない。)

(2) 応募書類

① 以下の書類を一つの封筒に入れること。

・参加申請書

・企画提案書（様式自由、見積書（様式自由、経費は費目ごとの内容がわかるように作成）、法人の概要を含む。）＜紙媒体 8 部及び電子媒体（CD 又はDVD）1 式＞

- ② 提出された応募書類は本事業の採択に関する審査以外の目的には使用しない。なお、応募書類は返却しない。
- ③ 応募書類等の作成費は経費に含まれない。また、選定の結果を問わず、企画提案書の作成費用は支給されない。
- ④ 企画提案書に記載する内容については、契約履行内容となるので、予算額内で実現が確約されることのみ表明すること。なお、採択後であっても、申請者の都合により記載された内容に大幅な変更があった場合には、不採択となることがある。

(3) 応募書類の提出先

応募書類は、持参又は郵送・宅配便により以下に提出すること。

<提出先・宛先>

〒900-0024

沖縄県那覇市古波蔵 1-24-27 沖縄畜産振興支援センター 1階

沖縄県黒砂糖協同組合

※FAX及び電子メールによる提出は受付けない。

- (4) 質問がある場合は、令和3年12月23日(木)までに質問書(様式任意)をEメールで提出すること(受信確認必要)。回答は、12月24日(金)以降に、当組合ホームページへの掲載をもって回答とする。

9. 審査・採択について

- (1) 組合が設置する委託業者選定審査委員会において、応募のあった企画提案について審査を実施する。
- (2) 書面による得点が別に定める審査要領の基準点以上かつ、得点の高い者を最上位として当該事業の企画提案採択順位を決定する。
- (3) 審査後、最上位者に対してその旨文書で通知する。
- (4) 参加者が1者のみであった場合にも、審査委員会において企画提案書等に基づく審査を実施し、本業務を実施するにふさわしいか否かを判断するものとする。
- (5) 企画提案書、実績等の評価基準

企画提案の内容について、以下の審査基準に基づいて総合的な評価を行う。

ア 企画提案書全体構成

企画提案書の構成及び内容が本募集要領及び仕様書に沿って県産黒糖の魅力発信及び販路拡大に効果的な企画内容となっているか。

イ 企画提案書の内容

①事業目的の理解度

本事業の目的を十分に理解し、適切に対応した提案になっているか。

②提案内容の優良性

提案内容は事業テーマに応じて、明確性、具体性、妥当性、実現性を伴った内容となっているか。

③事業実施計画の妥当性

事業スケジュール、事業実施手順、手法は妥当な内容となっているか。

④実施体制（人員配置、役割分担）

事業を遂行するために必要な実施体制（人員配置、役割分担）となっているか

⑤実績

類似業務など実務実績は十分か

(6) 採択結果の決定及び通知について

採択結果について、申請者に対し通知する。

10. 契約について

9.を踏まえ、採択された申請者は、契約書作成に当たっての条件の協議が整い次第、組合と委託契約を締結し、その後、事業開始となる。なお、採択決定後から委託契約締結までの間に、組合との協議を経て、事業内容・構成、事業規模、金額などに変更が生じる可能性がある。なお、契約締結後、受託者に対し、事業実施に必要な情報等を提供することがあるが、情報の内容によっては、守秘義務の遵守を課すことがある。

11. 経費

本事業の対象となる経費は、次の通り。

①人件費（謝金を含む）

②旅費

③諸経費（消耗品費、印刷製本費、通信運搬費、賃借料、賃金、会議費、雑役務費）

④再委託費

※委託業務の全部を一括して若しくは主たる部分を第三者に委託し、又は請け負わせてはならない。

⑤管理費

⑥消費税及び地方消費税

12. 著作権等

(1) 本契約履行過程で生じた成果物に関し、著作権法第27条及び第28条に定める権利を含む全ての著作権は、組合に帰属するものとする。ただし、受注

者は、本契約履行過程で生じた成果物に関し、著作権を自ら使用又は第三者に使用させる場合には、組合と別途協議することとする。なお、受注者は、組合に対し、一切の著作権者人格権を行使せず、また、第三者に行使させないものとする。

- (2) 成果物に第三者が権利を有する著作物（以下「既存著作物」という。）が含まれている場合は、組合が特に使用を指示した場合を除き、当該著作権物の使用に必要な費用の負担及び使用承諾契約に係る一切の手続きを行うこと。その場合、受注者は当該契約等の内容について事前に組合の承認を得ることとし、組合は既存著作物について当該許諾要件の範囲内で使用するものとする。
- (3) 本要領に基づく業務に関し、第三者との間に著作権に係る権利侵害の紛争が生じた場合は、当外紛争の原因が専ら組合の責めに帰す場合を除き、受注者の責任、負担において一切を処理することとする。この場合、組合は紛争の事実を知ったときは、受注者に通知し、必要な範囲で訴訟上の防衛を受注者に委ねる等の協力措置を講ずるものとする。

1 3. スケジュール

公募参加申込開始	令和3年12月16日（木）
公募参加申込締切	令和3年12月27日（月）
企画提案審査会（予定）	令和3年12月28日（火）
採択決定通知・契約	事業交付決定後

1 4. 問合せ先

沖縄県黒砂糖協同組合

担当 宇良 勇（うら いさむ）

〒900-0024

沖縄県那覇市古波蔵1丁目24番27号 沖縄県畜産振興支援センター1階

電話 098-851-8188 FAX 098-851-8877

メールアドレス ura@okinawa-kurozatou.or.jp